

別紙

成年年齢引き下げ等の消費者教育に関するアンケート

神奈川県弁護士会
会 長 芳野 直子
同 消費者問題対策委員会
委員長 小野 仁司

◆アンケートについて

1 利用目的

当会が消費者教育の現場のニーズを知り、今後のシンポジウムや消費者教育推進のために活用するためにアンケートを実施し、結果を利用します。

2 利用範囲

- ・アンケートの結果は、回答者を特定しない形で集計し、シンポジウムや消費者教育推進のために利用・公開します。
- ・アンケート回答者の情報は、アンケートの集計、アンケートに関する問い合わせ、消費者教育に関するご案内のために利用します。
- ・アンケートの集計結果は、利用目的の範囲で第三者に提供することがあります。

3 回答者

学校単位でアンケートを実施しております。学校長または消費者教育担当者においてご回答をいただき、学校単位で取りまとめていただきますよう、宜しくお願い致します。

4 回答期限

平成30年12月10日（月）

5 アンケートに関する問い合わせ先

神奈川県弁護士会 法律支援係
〒231-0021 横浜市中区日本大通9
TEL 045-211-7702

アンケート内容

1 成年年齢が引き下げられることで、子ども達や社会にとってどのようなメリットがあるとお考えでしょうか（複数回答可）。特に大事だと思われる点には、◎を付けてください。

- 親権者の同意なしで借入れやクレジットカード作成などができる
- 10年のパスポート取得ができる
- 医師・公認会計士・行政書士などの資格取得ができる
- 日本国籍が取得できる（外国人の帰化）
- 性同一性障害の生徒が性別変更請求をできる
- 税金や労働人口の面で高齢者社会に対応する
- 国際社会の基準と一致する
- 特になし
- わからない
- その他、以下の通り

2 成年年齢が引き下げられることで、子ども達や社会にとってどのような問題が発生すると予想されますか（複数回答可）。特に大事だと思われる点には、◎を付けてください。

- 親権者の同意なしで借金やクレジットカード作成などができてしまう
- マルチ商法など悪質商法の的になる
- 未成年者に不利な労働契約の解除権が利用できず、ブラックバイトの被害などが増える
- 養育費の支払い終期が早まり、経済的に自立していない学生に悪影響がある
- 成人式の混乱が予想される
- 日本の慣習に合っていない
- 特になし
- わからない
- その他、その他以下の通り

3 以下、消費者問題に関連してお聞きします。成年年齢引下げの問題抜きに、現在、貴校で取り組まれている消費者教育は十分なものであると思われますか。

- 十分である 限られた時間内では十分である どちらとも言えない
 不十分で改善すべき点がある 不十分で改革が必要である 分からない

十分でないと思われる点または改善すべきと思われる点がある場合や通常の教育課程に加えて特に工夫している取組みがある場合は教えてください（空欄可）。

4 成年年齢引下げに伴い、消費者問題について、今までと異なり、どのようなことに注意しなければならないと考えていますか（複数回答可）。

- 授業で消費者問題を取り上げる時間を増やす 教師向けの研修の実施
 保護者向けの研修の実施 校内に独自の相談窓口を設ける
 消費生活センター等の外部相談窓口を広報する
 取引に関して体験的な学習を取り入れる その他、以下の通り

5 成年年齢引き下げの消費者問題に関し外部講師に依頼することは予定していますか。

- 依頼する予定 → 5-1へ
 依頼しない予定 検討中 → 5-2へ

5-1 外部講師に依頼する予定とお答えいただいた学校にお聞きします。外部講師を利用する理由はどのような理由ですか（複数回答可）。

- 教師の負担 専門性 現場の話を知りたい その他、以下の通り

5-2 外部講師に依頼しない予定または検討中とお答えいただいた学校にお聞きします。
外部講師を不要とする理由または検討課題となっている理由はどのような理由ですか（複数回答可）。

通常の教育課程で足りる 外部講師の質 予算 その他、以下の通り

()

6 2019年2月3日、神奈川県弁護士会では人権シンポが開催されることになっており、消費者問題対策委員会においては、成年年齢引き下げの問題を取り上げることになりました。

成年年齢引き下げに関し、人権シンポで知りたいこと、テーマとして取り上げたいことをお答えください（空欄可）。なお、アンケートの結果には、シンポジウムにてできる限りご回答致しますのでご自由にお書きください。

()

7 成年年齢引き下げの問題に限らず、教育現場の視点で、現在、高校生が直面している消費者問題はどのようなものがあると感じていますか。

- アダルト情報サイト テレビ放送サービス 出会い系サイト
- デジタルコンテンツ 賃貸アパート 新聞 普通・小型自動車
- インターネット接続回線 携帯電話サービス オンラインゲーム
- 自動車運転教習所 健康食品 脱毛エステ コンサートなどチケット
- マルチ商法 フリーローン・サラ金 クレジットカード
- その他、以下の通り

()

8 その他、消費者教育一般に関し、弁護士会に求めることやご意見があればお答えください（空欄可）。

()

9 最後に、ご回答日、ご回答者についてお答えください。

ご回答日 平成30年 月 日

ご回答者 学校名

お問い合わせ先 ご住所

ご担当

TEL ()

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。お手数ですが、同封の返信用封筒にて、神奈川県弁護士会宛にご返送ください。

(封筒は総務会計課会計係宛となっておりますが、そのままご使用ください。)